

1. 修学上の心得

1-2. 学業上の不正行為

学業上の不正行為に対する本学の対応

本学における学業上の不正行為は、重大な違反行為となります。学業上の不正行為は、同輩である学生の士気に悪影響を及ぼし、大学の世評をおとしめます。よって、本学の教職員および学生の全員が、学業上の不正行為を防ぎ、阻止し、報告することとしています。

学業上の不正行為者には、寛大な措置が取られることはなく、停学または退学を含む嚴重な処分が課せられる場合があります。処分の詳細については、「1-3.不正行為学生に対する処分」を参照してください。

学業上の不正行為

学業上の不正行為とは、大学の教科学習および試験において不正な行動をすることや、他人の作成した論文またはレポートを自分自身の作成したものと見せかけること、またはその他の方法で不正な利を得ようとするものが含まれます。

学業上の不正行為の例

学業上の不正行為の例は以下のとおり。

- ・ テストまたは試験において他人になりすますこと、またはこのような手はずを整えること
- ・ 試験中に別の学生の解答を写すこと
- ・ 参考文献等の持ち込みを許可されない試験においてノート、ペーパー、その他の資料を参照すること
- ・ 教員から明確な同意を得ずに、別の講義で既に単位を受けた論文またはレポートを提出すること
- ・ 上記のような不正行為を幫助すること
- ・ データを改ざんすること。これは研究記録に研究が正確に示されないように研究材料または研究プロセスを操作すること、または調査データまたは調査結果を変更もしくは削除することを意味します。データの解釈についてはかなりの裁量の余地がありますが、データそのものは、操作または歪曲してはなりません。

盗作・剽窃

盗作・剽窃とは、論文またはレポートの作成において、必要かつ適切な出典参照を示さずに出典からアイデア、表現その他を写すことを指します。この出典には、公表・未公表の論文またはレポート、インターネット、および他の学生や教職員の論文またはレポートが含まれます。

盗作・剽窃の例

盗作・剽窃の例は以下のとおり。

- ・ 他人の完成した論文またはレポートの全部または一部を、自分の論文またはレポートとして提出すること
- ・ 別の著作者の論文またはレポートの全部または一部を、出典に対する参照を付けずに利用すること
- ・ 出典に対する参照なしに、他人のアイデア、解釈、記述、または結論を言い換える（自分自身の言葉で述べる）こと
- ・ 書面形式の論文またはレポートにおいて、他人の論文またはレポートから文章、文章の一部を引用する際に、引用符をつけず、また適切な出典参照を示さないこと
- ・ 他人の論文の全て（または相当部分）を使用することは、出典に対する参照があっても不可